

平成19年度 産地づくり計画書

設楽町水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

設楽町全域とする。

(2) 助成対象となり得る水田等の確認方法

8月1日現在の水田台帳（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるか、かい廃等がおこなわれていないかどうか。）、過去の生産調整実績等により行う。

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会において確認する。

確認方法については、水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号総合食料局長、生産局長、経営局長通知）第2の3、4、5により実施する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局 消費安全部地域第二課から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件の全て満たす場合における取扱い

複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。

取組のうち一番単価の高いものにつき1回限り助成金を交付するものとする。

(6) その他の共通事項

全作業受託の場合、受託契約書の写しにより確認する。

(7) 交付対象者

以下の(ア)及び(イ)、もしくは(ウ)あるいは(エ)の要件を満たす者で、又、「補助要件」で特に断りのない限り(オ)が交付対象者となる。

(ア)本協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。）

(イ) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積(生産調整方針の運用に関する要領(平成18年11月9日18総食第778号)第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。)の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

(ウ) 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀等の取扱いに係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことをが確認された場合には、助成対象となり得る。

(エ) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け(生産調整方針の運用に係る要領6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを除く。)を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領(平成16年4月1日付け15総食828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。)第1の2の(2)の規定により水稻作付面積の控除に行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。

(オ) 水田農業構造改革実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知以下「実施要領」という。)第5の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて対象作物を作付けしている者。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

			活用額				
			産地づくり 交付金	産地づくり 特別加算事業		稲作構造 改革促進 事業	担い手 集積加算 事業
都道県 協議会 からの 配分額				稲作構造 改革促進 事業分	担い手 集積加算 事業分		
産地づくり交付金			5,599,000	5,599,000			
稲作 構造 改革 促進 交付金	前年度 の産地 づくり 特別加 算事業 分	稲作構 造改革 促進事 業分	0		0		
		担い手 集積加 算事業 分	0		0		
	基本部分		0		0	0	0
	担い手集積加算		0		0	0	0
	計		5,599,000	5,599,000	0	0	0

用途の分類 (記号 番号)	助成金の 用途の 名称	助成 対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払時期	備考	
			産地づくり 事業	産地づくり 特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分 からの 活用額分	担い手 集積加算 からの 活用額						
741	作業受委託 に助成	9.00	2,700,000	0	0		2,700,000	30,000	3月下旬		
311	転作作物 作付助成 (産地づくり 助成)										
	(エゴマ)	1.35	135,000	0	0		135,000	10,000	3月下旬		
	(ソバ)	0.50	50,000	0	0		50,000	10,000	3月下旬		
	(トマト・ミニ トマト)	8.50	850,000	0	0		850,000	10,000	3月下旬		
	(天狗ナス)	0.50	50,000	0	0		50,000	10,000	3月下旬		
	(フキ)	0.50	50,000	0	0		50,000	10,000	3月下旬		
	(大豆)	0.80	80,000	0	0		80,000	10,000	3月下旬		
	(こんにゃく)	0.50	50,000	0	0		50,000	10,000	3月下旬		
	(とうもろこ し)	6.20	620,000	0	0		620,000	10,000	3月下旬		
小計	18.85	1,885,000	0	0	0	0	1,885,000		3月下旬		
7C3	協議会が行う研 修・講習会等経 費(米消費拡大)	-	260,000	0	0		260,000		3月下旬		
7C3	協議会が行う研 修・講習会等経 費(エゴマ搾油)	-	254,700	0	0		254,700		3月下旬		
7C3	協議会が行う研 修・講習会等経 費(とうもろこし 販売促進)	-	333,500	0	0		333,500		3月下旬		
7D3	協議会運営費	-	165,800	0	0		165,800		3月下旬		
	米価下落等の 補てん (基本部分)					0	0	0			
	米価下落 等の補て ん (担い手 集積加算)	当年度分					0	0			
計		27.85	5,599,000	0	0	0	5,599,000				
米価下落等の補てん (担い手集積加算)		(前 年度分)					0	0			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等

助成金の使途の名称	作業受委託に助成
使途の分類(記号番号)	741
具体的内容 [支出の項目]	営農計画書を提出した農家が、水田農業ビジョンに位置づけられた担い手に対し、ソバを委託した場合、(あるいは、水田農業ビジョンに位置づけられた担い手が権限に基づいてソバを栽培した場合に)助成する。
効果	・ソバの作付を受託部会に委託することにより、受託部会の作付面積の拡大を図り、担い手育成を進める。
助成要件 [支出の対象]	交付対象者 (7)の(ア)から(エ)に該当する地権者のうち、農業ビジョンに位置づけられた担い手と水田におけるソバの作業受委託契約を書面で交わした委託者とする。なお、担い手本人が権限に基づき栽培する場合は、助成対象とする。 助成水田 要綱別紙1第5に定める水田
	交付対象作物 ソバとする。
確認方法	出入作の確認 関係協議会との連携及び土地の登記簿等で確認する。 作付面積の確認 受委託契約書のほか、必要に応じて実測、土地登記簿等により確認する。 ソバの作付け 通常の栽培管理が行われていること及び水稻の作付が行われていないことを7月12日から20日の間に協議会が確認する。さらに、収穫時期においても収穫状況を確認する。 担い手の確認 水田農業ビジョンで確認
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	受託ソバ 30千円/10a
単価調整の方法	必要に応じて各使途の活用額を使途間で流用することができる。なお、流用後であっても、交付対象者からの交付申請額の合計が、助成額の総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が助成総額以内となるように対象作物ごとに単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 調整前の単価 × (県協議会助成金の活用額 - 協議会運営費) / (助成額の総額 - 協議会の運営費)

助成金の 使途の名称	転作作物の作付に助成（一般作物）
使途の分類 （記号番号）	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	営農計画を提出した農家であり、その計画をもとに生産調整を実施した耕作者のうち、一般作物（ソバ（受託ソバを除く。）、大豆、こんにゃく、トウモロコシ、なす、フキ、トマト（パイプハウス栽培に限る。）、ミニトマト、エゴマ）を作付した農家に対して交付金を交付する。
効果	・農業を主体とした経営を行っている農家に対し、一般作物の作付を推進することにより、生産調整を進めることができる。
助成要件 [支出の対象]	交付対象者 （ 7 ）の（ア）から（オ）に該当する者 助成水田 要綱第 5 に定める水田
	交付対象作物 ソバ（受託ソバを除く。） エゴマ 大豆 こんにゃく トウモロコシ なす フキ トマト（パイプハウス栽培に限る。） ミニトマト
確認方法	出入作の確認 関係協議会との連携及び土地の登記簿等で確認する。 作付面積の確認 通常の栽培管理が行われていること及び水稲の作付が行われていないことを7月12日から20日の間に協議会が確認する。さらに、ソバ、大豆、こんにゃく、とうもろこしは、収穫時期においても収穫状況を確認する。
助成水準 [積算根拠] （助成額の 算定方法）	1 0 千円 / 1 0 a
単価調整 の方法	必要に応じて各使途の活用額を使途間で流用することができる。なお、流用後であっても、交付対象者からの交付申請額の合計が、助成額の総額を上回る場合は、交付申請額の合計額が助成総額以内となるように対象作物ごとに単価の調整を行う。 調整後の助成単価 = 調整前の単価 × （ 県協議会助成金の活用額 - 協議会運営費 ） / （ 助成額の総額 - 協議会の運営費 ）

助成金の 使途の名称	協議会が行う研修・講習会等経費（地元産米の消費拡大）
使途の分類 （記号番号）	7C3
具体的内容 [支出の項目]	町が開催、もしくは、町内外で開催されるイベント等において、関係機関・農業団体等が地元産米を使用した販売促進活動を行う際に使用する地元産米PR用の「のぼり」「はっぴ」の購入経費を支出する。
効果	地元産米のPRを積極的に行うことで、米の消費拡大を推進する。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 地元米の消費拡大、販売促進 事務費等経費：米消費拡大キャンペーンに使うのぼり、はっぴ
確認方法	資材費：領収書 その他 米の消費拡大等活動事業計画書・実績書
助成水準 [積算根拠] （助成額の 算定方法）	地元米の消費拡大キャンペーン のぼり 5,000円×28本=140,000円 はっぴ 8,000円×15枚=120,000円 ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用が出来るものとする。
単価調整 の方法	必要に応じて各使途の活用額を使途間で流用することができる。助成金が減額となった場合は、町一般会計からの負担金で対応する。

助成金の 使途の名称	協議会が行う研修・講習会等経費（エゴマの搾油助成）
使途の分類 （記号番号）	703
具体的内容 [支出の項目]	<p>本地域の水田転作で栽培されているエゴマを使い、搾油費用を助成する。</p> <p>・協議会が、栽培農家からエゴマを集め、搾油業者へ原料のエゴマを持ち込み、搾油手数料を協議会が支払う。搾油された油は、農家に返還し、これを原料にエゴマドレッシングの加工を生産者が進める。</p> <p>なお、水田、畑の両方で栽培している農家については、栽培面積から生産量を按分する。</p>
効果	<p>エゴマの販売拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特性を活かした作物の産地づくりを図る。</p> <p>地域特産物として、奨励しているエゴマを販売できる形態に間で加工することで、販路の拡大を図ることが出来る。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>協議会が行った活動に対して、支払いを行う。</p> <p>搾油のために、1キロ 700円（生しぼり）、1キロ650円（焙煎搾り）及びそのための経費等</p>
確認方法	加工費：領収書
助成水準 [積算根拠] （助成額の 算定方法）	<p>生しぼり 700円 × 150キロ = 105,000円</p> <p>焙煎しぼり 650円 × 150キロ = 97,500円</p> <p>原料送り代 300kg × 1480円 / 20kg = 22,200円</p> <p>搾油受け取り自動車借上げ代 15,000円 × 2日 = 30,000円</p> <p>ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用が出来るものとする。</p>
単価調整 の方法	必要に応じて各使途の活用額を使途間で流用することができる。助成金が減額となった場合、町一般会計の負担金で対応する。

助成金の 使途の名称	協議会が行う研修・講習会等経費 (地元産とうもろこしの販売拡大及び消費者と生産者との相互理解)
使途の分類 (記号番号)	7C3
具体的内容 [支出の項目]	本町で栽培されるとうもろこしの主たる直売所である「アグリステーションなぐら」に生産農家(家、ほ場)の位置や概要を示した展示パネルを設置し、消費者と生産者の相互理解に役立てる。 また、「アグリステーションなぐら」を始めとする地域直売所に販売宣伝用ののぼりを設置し、販売拡大を図る こうした、パネル、のぼりの作成費用を支出する。
効果	とうもろこしの販売拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特性を活かした作物の産地づくりを図る。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 地元とうもろこしの販売拡大 事務費等経費：とうもろこし販売拡大のため展示に使う案内パネル
確認方法	資材費：領収書 その他 とうもろこしの販売拡大活動事業計画書・実績書
助成水準 [積算根拠] (助成額の 算定方法)	とうもろこし販売拡大のための展示 展示パネル一式 157,500円 宣伝用のぼり 8,000円×22本=176,000円 ただし、予算に過不足が生じた場合は、予算内流用が出来るものとする。
単価調整 の方法	必要に応じて各使途の活用額を使途間で流用することができる。助成金が減額となった場合、町一般会計の負担金での対応する。

助成金の 使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	7C3
具体的内容 [支出の項目]	<p>水田農業ビジョンに基づいて実施されているか等の協議を行うための協議会委員の報酬のための必要経費。 協議会の文書等の通知のための必要経費。</p> <p>区分：謝金 項目：謝金 内容：地域水田農業推進協議会会員への謝金</p> <p>区分：事務等経費 項目：通信運搬費 内容：協議会の文書等通知のための事務等経費、振込手数料 項目：印刷製本費 内容：推進会議資料等作成 項目：会議費 内容：会議用茶菓子賄料等 項目：消耗品 内容：関係諸帳簿購入</p>
効果	協議会運営費を活用することにより、米の生産調整の推進のための適正な助成金の交付、水田農業ビジョンの進捗状況、管理、運営が図られる。
助成要件 [支出の対象]	<p>報酬：協議会開催の出席報酬 会議費：地域協議会開催に係る会議費 印刷製本費：推進資料等印刷 消耗品費：関係諸帳簿購入 通信運搬費：開催通知等郵送 手数料：振込手数料等</p>
確認方法	<p>報酬：会議開催通知、会議復命書等、受領書 会議費：会議開催通知、会場使用許可書、領収書 印刷製本費：領収書、納品書 消耗品費：領収書、納品書 通信運搬費：領収書 手数料：振込伝票等</p>
助成水準 [積算根拠] (助成額の 算定方法)	<p>報酬 1日6,500円×4名×2回 = 52,000円 費用弁償 1日1,000円×4名×2回 = 8,000円 会議費 2回分 23,250円 印刷製本費 1,500部×10円 = 15,000円 消耗品費 20円×1,500枚 = 30,000円 通信運搬費 10人×80円 = 800円 手数料 315円×35人 + 525円×35人 = 36,750円 ただし、予算に不足が生じた場合は、予算内流用ができるものとする。</p>
単価調整 の方法	必要に応じて各使途の活用額を用途間で流用することができる。助成金が減額となった場合、町一般会計の負担金での対応する。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額 の算出方法)	
単価調整 の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の 使途の名称	該当なし
助成要件 [支出の対象]	
確認方法	
助成水準	
標準収入 及び 当年産収入 の算出方法	
補てん単価 の算出方法 (補てん額の 算出方法)	
単価調整 の方法	

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

用途の区分及び用途の名称	作目等区分	員数	単価	金額(円)	備考
1 大幅な超過達成に関する用途					
2 地域振興作物の振興に関する用途	エゴマ	135a	12,000円 / 10a	162000円	
3 その他意欲的な生産調整に関する用途					

(2) 用途ごとの内容

用途の名称	地域振興作物の振興に関する用途
作物等区分	エゴマ
具体的内容	当該年度に水田1枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取組を行う農業者等に対する助成を実施する。
効果	地域水田農業ビジョンに奨励作物として位置付けており、エゴマの生産拡大が図られる。
助成の要件	<p>交付対象者 共通事項(7)の(ア)から(オ)に該当する者であり、以下の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該年度に水稻の作付け(生産調整方針の運用に関する要領第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く)を行わない水田1枚を単位として、エゴマが作付けされていること。 ・通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・本助成金は、水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)本体部分の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付する。 ・地域特例作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
確認方法	<p>作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付が行われていないこと 現地見回り 7月12日から7月20日</p>
助成水準 (助成額の算定方法)	10アールあたり 12,000円以内

単価調整の方法	愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 助成単価 = 12,000円 × (40,000千円 / 「地域振興作物の振興に関する用途」、「大幅な超過達成に関する用途」及び「その他意欲的な生産調整の取組に関する用途」の申請額の合計)
---------	---

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,127	1,127	
合 計	1,127	

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,127	1,127	